

地方財政計画の役割

地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 1 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
- ニ 国庫支出金
- ホ 雑収入
- 2 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元利償還金

【地方財政計画の役割】

① 国家財政・国民経済等との整合性の確保

→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛られた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。

② 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障

③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入

- ・超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出

- ・国家公務員の給与水準を超えて支給される給与